

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規則	
○ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	4
◇ 公告	
○ 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	5
○ 特定調達契約の落札者の決定（12件）【技術監理局契約部契約課】	6
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	18
○ 北九州市環境影響評価条例による方法書の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】	19
◇ 上下水道局	
○ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市上下水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	20
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	21
○ 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】	22
◇ 交通局	
○ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市交通局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	23
◇ 病院局	

- 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市病院局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 24

◇ 教育委員会

- 北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部指導第一課】 25
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 26

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員が平成29年7月九州北部豪雨の被災地等の支援のためのボランティア活動に参加しやすい環境を整備するため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成29年8月1日から施行することにしました。

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第47号

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則（平成23年北九州市規則第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨」に改める。

第1条中「平成28年熊本地震」の次に「及び平成29年7月九州北部豪雨」を加える。

第2条中「又は平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震又は平成29年7月九州北部豪雨」に、「同規則第13条第2項」を「同条第2項」に、「及び平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨」に、「同規則別表第3」を「同表」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第533号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月1日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	障害者用歯科診療ユニット外 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期間	平成30年8月1日から同年10月31日
	納入場所	北九州市立総合療育センター（北九州市小倉南区春ヶ丘10番）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成29年8月18日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成29年8月28日から同年9月7日までの午前9時から午後7時まで及び同月8日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成29年9月8日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格者名簿をいう。		
注2 この公告第3項、第4項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第 5 3 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
普通消防ポンプ自動車のシャーシ 3 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 9 年 7 月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州日野自動車株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区西港町 9 3 番地 1
- 5 落札金額  
3, 3 3 7 万 2, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 9 年 5 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 3 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
普通消防ポンプ自動車の架装 3 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 9 年 7 月 1 1 日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州ドライケミカル株式会社  
北九州市小倉北区白銀二丁目 1 0 番 2 号
- 5 落札金額  
7, 1 9 2 万 8, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 9 年 5 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 3 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
普通消防ポンプ自動車（非常備用）のシャーシ 2 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 9 年 7 月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所  
福岡トヨタ自動車株式会社小倉店  
北九州市小倉北区真鶴二丁目 1 番 2 0 号
- 5 落札金額  
1, 3 9 9 万 6, 8 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 9 年 5 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 3 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
普通消防ポンプ自動車（非常備用）の架装 2 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 9 年 7 月 1 1 日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州ドライケミカル株式会社  
北九州市小倉北区白銀二丁目 1 0 番 2 号
- 5 落札金額  
2, 0 0 8 万 8, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 9 年 5 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 3 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
水槽付消防ポンプ自動車のシャーシ 2 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 9 年 7 月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州日野自動車株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区西港町 9 3 番地 1
- 5 落札金額  
3, 4 5 6 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 9 年 5 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 3 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
水槽付消防ポンプ自動車の架装 2 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 9 年 7 月 1 1 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社消防防災北九州営業所  
北九州市戸畑区中原西二丁目 3 番 2 2 号
- 5 落札金額  
6, 3 9 3 万 6, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 9 年 5 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第540号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
化学消防ポンプ自動車のシャーシ 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年7月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州日野自動車株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区西港町93番地1
- 5 落札金額  
2,721万6,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年5月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第541号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
化学消防ポンプ自動車の架装 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年7月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州ドライケミカル株式会社  
北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額  
6,521万400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年5月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 4 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
救助工作車のシャーシ 1 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 9 年 7 月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州日野自動車株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区西港町 9 3 番地 1
- 5 落札金額  
1, 7 6 0 万 4, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 9 年 5 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第543号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
救助工作車の架装 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年7月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州ドライケミカル株式会社  
北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額  
5,184万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年5月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第544号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
競艇用消波装置 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年7月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
ヤマト発動機株式会社  
群馬県太田市六千石町214番地
- 5 落札金額  
7,938万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年5月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第545号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
X線TVシステム 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年7月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社キシヤ北九州営業所  
北九州市八幡東区東田一丁目3番7号
- 5 落札金額  
4,698万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年5月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区御開三丁目3473番2、3473番6及び3473番7並びに大字本城3460番2のうち	福岡市南区南大橋一丁目3番41号 小西英樹

北九州市公告第 5 4 7 号

北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 8 条第 1 項の規定により環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該方法書等を縦覧に供する。

なお、当該方法書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

三菱商事パワー株式会社

代表取締役 石川 剛

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

2 対象事業の名称

黒崎バイオマス発電施設整備事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号

北九州市八幡東区役所総務企画課

北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

北九州市小倉北区大手町 1 1 番 5 号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成 2 9 年 8 月 1 日から同月 3 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（北九州市立文書館においては午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで）

北九州市上下水道局管理規程第4号

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市上下水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市上下水道局  
職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市上下水道局職員の特別  
休暇の特例に関する規程（平成23年北九州市水道局管理規程第4号）の一部  
を次のように改正する。

題名中「及び平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震及び平成29  
年7月九州北部豪雨」に改める。

第1条中「平成28年熊本地震」の次に「及び平成29年7月九州北部豪雨  
」を加える。

第2条中「又は平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震又は平成2  
9年7月九州北部豪雨」に改める。

付 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月1日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
F-182	PRシオタニ	塩谷信治	福岡県豊前市大字1900番地1	平成29年8月1日
K-101	水吉	両羽 祥	北九州市小倉北区篠崎三丁目5番1号	平成29年8月1日
M-161	中島機器設備	中嶋孝治	北九州市小倉南区沼緑町二丁目9番20号	平成29年8月1日

北九州市上下水道局告示第32号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
F-072	有限会社赤間 住設	中村 洋	福岡県宗像市陵 厳寺二丁目2番 5号	平成29年 8月1日
F-074	寄川設備	寄川正幸	福岡県直方市大 字感田3108 番地1	平成29年 8月1日

北九州市交通局管理規程第3号

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市交通局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月1日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市交通局職員の特例に関する規程の一部を改正する規程

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市交通局職員の特別休暇の特例に関する規程（平成23年北九州市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨」に改める。

第1条中「平成28年熊本地震」の次に「及び平成29年7月九州北部豪雨」を加える。

第2条中「又は平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震又は平成29年7月九州北部豪雨」に改める。

付 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第42号

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市病院局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月1日

北九州市病院局長 古川 義彦

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市病院局職員の特例に関する規程の一部を改正する規程

東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う北九州市病院局職員の特別休暇の特例に関する規程（平成23年北九州市病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨」に改める。

第1条中「平成28年熊本地震」の次に「及び平成29年7月九州北部豪雨」を加える。

第2条中「又は平成28年熊本地震」を「、平成28年熊本地震又は平成29年7月九州北部豪雨」に改める。

付 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月1日

北九州市教育委員会  
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第24号

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則

北九州市立高等学校学則（昭和39年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「北九州市」を「福岡県」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成30年4月1日以後に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 1 日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第 25 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時  
間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する条例施行規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 14 号）  
の一部を次のように改正する。

付則第 16 項の見出し中「及び平成 28 年熊本地震」を「、平成 28 年熊本  
地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨」に、同項中「又は平成 28 年熊本地震  
」を「、平成 28 年熊本地震又は平成 29 年 7 月九州北部豪雨」に、「及び平  
成 28 年熊本地震」を「、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪  
雨」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。